

新産業創出等推進事業促進計画の概要

令和3年4月20日決定・提出
令和6年4月1日変更

趣旨

- 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る事業を促進するために作成する計画である。

構成

1 計画の位置付けと目的

- 法第84条第1項に基づく計画。新産業創出等推進事業（※1）の実施を促進することにより、福島国際研究産業都市区域（以下「イノベ区域」という。）（※2）における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の推進を目指す。
 - ※1 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして、法施行規則第39条で定める事業
 - ※2 認定福島復興再生計画で定めるいわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村の全域
- 新産業創出等推進事業を実施する事業者が認定を受けた後、認定計画に基づき事業を実施することにより課税の特例が適用。

2 福島イノベーション・コースト構想について

- イノベ構想は、原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト
- 「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めていく。

3 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間等

- (1) 目標
新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業として認められ得る研究開発等の新たな取組の一層の促進により、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。
- (2) 期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
（「認定福島復興再生計画」の期間と同じ）
- (3) 新産業創出等推進事業促進区域
イノベ区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域
- (4) 対象業種
6つの重点分野ごとに定める

4 新産業創出等推進事業促進区域内において実施しようとする措置等

- 新産業創出等推進事業促進区域において、国や市町村等と連携して6つの重点分野ごとの現状と課題を踏まえた事業者の取組を支援する。
- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 廃炉 | (4) 農林水産業 |
| (2) ロボット・ドローン | (5) 医療関連 |
| (3) エネルギー・環境・リサイクル | (6) 航空宇宙 |

5 新産業創出等推進事業実施計画の認定等に当たって

新産業創出等推進事業を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化に寄与する事業活動等について記載した、新産業創出等推進事業実施計画を作成する。

★法施行規則第39条

- 第39条 法第84条第1項の復興庁令で定める事業は、法第7条第6項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であって、次に掲げるものとする。
- 一 新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用を資する事業
 - 二 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業
 - 三 先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

(参考) 課税の特例措置の内容

【国税の課税の特例】

① 機械等に係る特別償却等（※特別償却と税額控除は選択適用）

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物、構築物	25%	8%

※ 地方税の課税の特例については、
県、市町村の条例において別途定める。

- ② 遊離対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除
新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する遊離対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の15%を税額控除
 - ③ 開発研究用資産に係る特別償却等
- (注) ①機械等に係る特別償却等と②遊離対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除は選択適用。